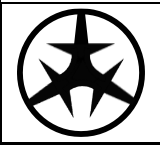


第 1 編 共通事項 第 1 章 工事概要	1.1 工事件名 世田谷区立大蔵第二運動場アプローチバンカー・パター練習場改修工事		・耐震改修工事について、別途「耐震工事構造特記仕様書」(以下「構造特記」という。)がある場合は、構造特記に記載されている項目を優先する。 (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。 (3) 本特記仕様書の各項目の○については、本工事において適用させるものであることを示す。		を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。 (4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が(3)と同様の義務を負う旨を定める。		当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。 ○ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。 当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。 なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。 ○ 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。 ○ 発注者があらかじめ認めた期間。
	1.2 工事場所 世田谷区大蔵 4 丁目 7 番 1 号						(3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。 (5) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置については、次のとおりとする。 ・ 認めない。 ○ 認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、「世田谷区工事請負契約における建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書の規定の適用に係る運用基準」（世田谷区 HP より）による。
第 1 編 共通事項 第 1 章 工事概要	1.3 工事概要 アプローチバンカー及びパター練習場の改修工事		2.2 特許権等の調査について 本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。 a 特殊な材料の工法 標準仕様書に記載されていない特殊な材料の工法は、監督員の承諾を受けて当該製品の工法によることができる。 b 同等品 使用材料の製造所及び製品は、特記されたもの又は同等品以上のものとする。ただし、同等品以上のものを使用する場合は、監督員の承諾を受けなければならない。いずれの場合も、使用する材料のサンプル等を監督員に提出すること。	第 4 節 施工区分	2.7 各種点検、調査、見学会等への協力 (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立会い、協力しなければならない。 (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。 (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。		○ 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。 ○ 発注者があらかじめ認めた期間。
	1.4 工事期間 令和 9 年 3 月 1 2 日まで (1) 本工事の工期には、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 作業不能日数：0 日間 なお、一般的な熱中症対策に関する費用は、国交省通知「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」（令和 5 年 3 月 2 9 日）の「2. 工事費への費用計上の考え方」のとおりと する。 (2) 上記(1)は、環境省が公表する「関東地方_東京_東京地点」における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去 5 年分（2021 年（令和 3 年）～2025 年（令和 7 年））について、本工事の工期に対応する期間（「世田谷区の休日に関する条例」第 1 条第 1 項に規定する休日及び夏季休暇（3 日）を除く。）において、8 時から 17 時の間に WBGT 値が 31 以上となった時間を算定し、日数に換算したもの 5 年分を平均したもの。 (3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方_東京_東京地点」における WBGT 値が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。		2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い 契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から 1 年以内及び 2 年以内に契約不適合に関する調査（工事請負契約約款第 41 条第 1 項の契約不適合及び不具合等を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めたときには、受注者はその調査に協力及び立会うものとする。詳細は発注者の指示による。		4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い 本工事の施工に伴う光熱水費の支払いは、次による。 ・ 受注者の負担とする。 ○ 発注者の支給とする。 ただし区営住宅・指定管理者管理施設等の改修については、工事着手前に施設管理者等と、電灯・動力・用水の利用について協議を行うこと。		(3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。 (5) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置については、次のとおりとする。 ・ 認めない。 ○ 認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、「世田谷区工事請負契約における建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書の規定の適用に係る運用基準」（世田谷区 HP より）による。
第 2 章 一般事項	1.5 備考 ○ 本工事は、「週休 2 日促進工事」とする。詳細は、「世田谷区営繕工事における「週休 2 日促進工事」実施要領」（世田谷区 HP より）を参照する。		2.4 成績評定について 本工事は、世田谷区建築・設備工事成績評定要綱（平成 23 年 3 月 25 日 22 世経理第 835 号）に基づく工事成績評定について、次による。 ○ 対象 ・ 対象外	第 2 編 工 事 種 別 事項 第 1 章 総則	第 1 節 共通事項 1.1.4 官公署その他への届出手続等 工事の着手、施工及び完了に当たり、「労働安全衛生法」第 8 8 条第 1 項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。 なお、各手続きにおいて施工状況等の途中記録写真の撮影が必要な場合は、特に留意すること。		1.1.6 工事の下請負 (2) 本工事において給水設備工事を含む場合、給水装置の施工は、都指定給水装置工事業者によるものとする。ただし工事場所が都外の場合はこの限りでない。
	2.1 適用範囲 (1) 本特記仕様書は、「東京都建築工事標準仕様書」（令和 8 年版）（以下、「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。ただし、仕様書中の「東京都」は「世田谷区」と読み替える。 ・改修工事に限り、監督員が軽微な内容と判断した場合（以下、軽易な改修工事という。）、標準仕様書 1.1.2(3)、(4)中の「書面」の交付を省略し口頭のみで指示とする場合がある。省略した場合、受注者は指示内容を記録に残すこと。 ・軽易な改修工事では、標準仕様書 1.2.4(1)を適用しない。		2.5 工事の入札等について 入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。		1.1.5 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者 (1)ア 本工事が世田谷区議会上程案件の場合、世田谷区議会 で可決され契約を締結する前まで、配置予定の監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、他の工事に専任で従事することができる。 イ 現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係を有する者でなければならない。なお、監理技術者等と兼任する場合は、監理技術者等の規定を適用する。 (2) 「建設業法」（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。 ○ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。） 当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。 ○ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。		1.1.7 工事実績情報システム（コリンズ）の登録 契約金額が 500 万円以上の工事については、工事実績情報システム「CORINS」（コリズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。 登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。また、登録後は、JACIC の発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出する。ただし、コリンズからの登録完了のお知らせのメールをもって省略することができる。 【登録先】 JACIC のホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。
第 2 章 一般事項	2.2 適用範囲 (1) 本特記仕様書は、「東京都建築工事標準仕様書」（令和 8 年版）（以下、「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。ただし、仕様書中の「東京都」は「世田谷区」と読み替える。 ・改修工事に限り、監督員が軽微な内容と判断した場合（以下、軽易な改修工事という。）、標準仕様書 1.1.2(3)、(4)中の「書面」の交付を省略し口頭のみで指示とする場合がある。省略した場合、受注者は指示内容を記録に残すこと。 ・軽易な改修工事では、標準仕様書 1.2.4(1)を適用しない。		2.6 公共事業労務費調査に対する協力 (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。 (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。 (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳		第 1 節 共通事項 1.1.4 官公署その他への届出手続等 工事の着手、施工及び完了に当たり、「労働安全衛生法」第 8 8 条第 1 項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。 なお、各手続きにおいて施工状況等の途中記録写真の撮影が必要な場合は、特に留意すること。		1.1.8 書面の書式及び取扱い 本工事は、「世田谷区 営繕 工事における情報共有システム 試行要領」を ○適用する。 ・適用しない。 試行要領及び使用する情報共有システムについては、区 HP（ページ ID 「 3906 」）より「工事施工中における工事情報
	2.2 適用範囲 (1) 本特記仕様書は、「東京都建築工事標準仕様書」（令和 8 年版）（以下、「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。ただし、仕様書中の「東京都」は「世田谷区」と読み替える。 ・改修工事に限り、監督員が軽微な内容と判断した場合（以下、軽易な改修工事という。）、標準仕様書 1.1.2(3)、(4)中の「書面」の交付を省略し口頭のみで指示とする場合がある。省略した場合、受注者は指示内容を記録に残すこと。 ・軽易な改修工事では、標準仕様書 1.2.4(1)を適用しない。		2.6 公共事業労務費調査に対する協力 (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。 (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。 (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳		第 1 節 共通事項 1.1.4 官公署その他への届出手続等 工事の着手、施工及び完了に当たり、「労働安全衛生法」第 8 8 条第 1 項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。 なお、各手続きにおいて施工状況等の途中記録写真の撮影が必要な場合は、特に留意すること。		1.1.8 書面の書式及び取扱い 本工事は、「世田谷区 営繕 工事における情報共有システム 試行要領」を ○適用する。 ・適用しない。 試行要領及び使用する情報共有システムについては、区 HP（ページ ID 「 3906 」）より「工事施工中における工事情報

	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課	図面サイズ	設計日	監督員	工 事 件 名	世田谷区立大蔵第二運動場	図面名称	図面番号
		A 1 (－) A 3 (－)	設計 令和 8 年 7 月 7 日	施設営繕第一課長				
			変更 年 月 日	整備担当係長			特記仕様書 (1)	
			年 月 日	岡				
						アプローチバンカー・パター練習場改修工事		

	共有システム機能要件（世田谷区版）」を確認すること。 1.1.10 施工体制台帳等 (1) 施工体系図には、一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。 1.1.16 建設副産物の処理 (1) 建設副産物の取り扱いは、次による。 ア 建設副産物の処理 受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に努める。 イ 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項 受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。 なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。 (7) 工事概要等 工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。 (4) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。 (9) 建設副産物等の運搬・処理業者 運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。 (エ) 現場での分別 工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ゴミ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。 (オ) 解体工事計画 建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。 ウ 施工計画書の添付書類 受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。 (7) 再生資源利用計画書 受注者は、「建設副産物情報交換システム」（以下「コブリス・プラス」という。）により作成する。 ①土砂を搬入する工事 ②碎石を搬入する工事 ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事 (4) 再生資源利用促進計画書 受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する。	①建設発生土を搬出する工事 ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事 ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事 (ウ) 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合） (エ) 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を 100m3 以上搬出する場合） 受注者は、本工事から建設発生土を 100m3 以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。 (ウ) 告知書 (ウ) 建設リサイクル法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面 (キ) 汚染土壌の処理 受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例」に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。 エ 建設リサイクル法に係る手続 受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。 オ 有害物質のチェック 受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質等チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。施工計画書に含めてもよいものとする。 カ 工事情報の登録等 ○ 本工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行い、その都度「コブリス・プラス登録済確認書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、コブリス・プラス若しくは国土交通省ホームページに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。 （問合せ先） 一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報セン		ター（カスタマーセンター） 所在地 〒107-8416 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 14 階 電話 03--6261-4324 https://www.recycle.jacic.or.jp E-mail recycle@jacic.or.jp キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示 関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。 ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認 建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。 (7) 再生資源利用実施書 受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後 5 年間保管）。 なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。 ①土砂を搬入する工事 ②碎石を搬入する工事 ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事 (4) 再生資源利用促進実施書 受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後 5 年間保管）。 なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。 ①建設発生土を搬出する工事 ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事 ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事 (ウ) リサイクル阻害要因説明書 工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。 ①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から 直接最終処分する場合 ②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合 ③土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合 ④碎石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整碎石は除く） ⑤アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（N 7（旧 D）交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する） ⑥現場内で分別を行わない場合 ケ マニフェスト等による報告 (7) マニフェストの提示 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監	督員に提示できるようにする。 なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果について、受注者（排出事業者）が印刷したものを監督員に提示する。 (4) 集計表の提出 受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、マニフェストの写しとともに監督員に提出する。 (ウ) リサイクル伝票の提示 受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示する。その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。 （具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。） (エ) リサイクル証明書の提示 受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提示する。 (2) 建設副産物の処理は、次による。 ウ 発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次による。 (4) 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次によるほか、処理方法については、追記 2 の「特別管理産業廃棄物及び特定物質等の建設副産物の処理及び回収」による。 ○ 「1.5.1 事前調査(1)」及び「第 29 章 石綿除去工事」による。 オ 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。 (7) 建設発生土の取扱い 受注者は、建設発生土を次の場所へ搬出し、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する資源有効利用促進法省令の取組（再生資源利用促進計画の作成、提出と説明、通知、掲示、報告、保存並びに受領書による管理等）を実施する。 ○ 現場内利用（工事現場外一時仮置き） ○ 指定処分Ⅰ（最終搬出先の記録の作成、保存が不要） 本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。 受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。 ○ 東京都建設発生土再利用センター（（公財）東京都都市づくり公社）へ搬出する。 (4) 異物混入の防止 受注者は、建設発生土の積み込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入
--	--	--	--	---	---

	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課	図面サイズ	設計日	監督員	工 事 件 名	世田谷区立大蔵第二運動場	図面名称	図面番号
		A 1（－） A 3（－）	設計 令和 8 年 7 月 7 日	施設営繕第一課長				T-02
			変更 年 月 日	整備担当係長			特記仕様書（2）	
			年 月 日	岡				

		しないよう搬出・運搬しなければならない。 受注者は、建設発生土の積み込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。 (ウ) 建設廃棄物の取扱い 受注者は、コブリス・プラス等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。 本工事では、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。 なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。 ○ 金属くず 住所 東京都大田区城南島 3－4－3 搬出距離 約 23 km ○コンクリート塊 住所 東京都北区浮間 4－2 4－2 5 搬出距離 約 28 km ○ 廃プラスチック類 住所 東京都江東区新砂 3－1 1－3 1 搬出距離 約 2 7 km ○アスファルト 住所 東京都大田区城南島 3－2－1 5 搬出距離 約 24 km (エ) 有価物を売渡する場合 売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。 なお、建設廃棄物として処分する場合は、適切に処理すること（有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和 3 年 4 月 1 4 日環循規発第 2104141 号）等を参照すること。） カ クレオソート油等を含む建設発生木材の処理 クレオソート油、CCA（クロム、銅、ひ素の化合物）及びクロルデン類（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号）第 1 条 8 号に規定する物質をいう。）が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が 注入または塗布されていない部分と可能な限り分離、分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。なお、焼却を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及びダイオキシン類特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）の基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。 キ セっこうボードの処理方法は、次による。 セっこうボードの撤去に際しては、セっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。施工計画書に含めてもよいものとする。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。 (ウ) (7)及び(イ)以外のセっこうボードの処理は次による。			・ 最終処分場とする。 ・ 再資源化とする。 ク PCB 含有シーリング材の処理は、次による。 (7) PCB 含有シーリング材の分析調査及び撤去は、次による。 ○なし 1.1.19 保険の加入及び事故の補償 ○ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。また、当該保険契約の証券の写し又はこれに代わるものを提出する。 ※ 法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。 1.1.26 住宅瑕疵(かし)担保履行法に基づく資力確保措置 (1) 「特定住宅瑕疵(かし)担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成 19 年法律第 66 号）に基づく保険の加入又は保証金の供託の適用については、次による。 ・ 適用する ○ 適用しない。 1.1.27 設計図 CAD データの貸与 設計図 CAD データの貸与の適用は、次による。 ○ 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。 CAD データの著作者名：世田谷区 ・ 貸与しない。 1.1.28 遠隔臨場の試行 遠隔臨場を試行については次による。 本工事は「世田谷区営繕工事における遠隔臨場試行要領」に基づく、遠隔臨場を ・試行する。 共通仮設に計上する、カメラ付き通信端末等の賃料及び通信費を見込む期間は____か月とする。 ○試行しない。 1.1.29 近隣住民への説明及び家屋調査 ○ 工事中前に近隣住民へ工事のお知らせの配布を行い、必要に応じて個別訪問などにより丁寧な説明を行う。 ○ 工事中は、周辺建物及び道路その他に損傷を与えないよう十分注意し、万一損傷を与えた場合は受注者の負担で速やかに在来に倣い修復する。 ○ 近隣からの苦情、意見については誠意を持って話し合い解決に努める。 ○ 交通安全、道路の汚染防止、徐行の励行、交通渋滞の防止等を徹底するため、交通誘導員を配置する。 第 2 節 工事関係図書 1.2.1 実施工程表 (2) 全体工期から関連工事等に要する機器等の総合試運転調整期間を差し引いた概成工期（第 1 編「1.5 工事期間」に明記された場合は、これによる。）を定めるものとする。 概成工期までに、本工事及び関連工事等に係る各設備機器の	施工、受電、総合試運転調整の実施に支障となる個別運転調整及び建築工事の仕上げ等を完了させ、工事目的物の使用を想定した総合試運転調整を概成工期後に遅滞なく実施できる実施工程表を作成するものとする。 工事の完了が、関連工事等と同時にしゅん功の場合は、総合試運転調整が完了した日を工事完了日とする（関連工事等は、「1.1.11 関連工事等の調整」による。）。 なお、工程表には「概成工期」、「受電日」及び「総合試運転調整に要する工程」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行之、工期末に同時にしゅん功するよう協力する。 ※ 概成工期の概念図(概成工期の定義は標準仕様書「1.1.2 用語の定義(26)」による。) 建築物 電気・機械設備工事 その他関連工事 受電日 概成 しゅん功 着工 着工 着工 工期 個別運転調整※ 個別運転調整※ 総合調整 個別運転調整 総合運転調整 個別運転調整 総合運転調整
--	--	---	--	--	--	---

	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課	図面サイズ	設計日	監督員	工 事 件 名	世田谷区立大蔵第二運動場	図面名称	図面番号
		A 1 (－) A 3 (－)	設計 令和 8 年 7 月 7 日	施設営繕第一課長				
			変更 年 月 日	整備担当係長		アプローチバンカー・パター練習場改修工事	特記仕様書 (3)	
			年 月 日	岡				

都都市整備局ホームページで最新版を参照する。 ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。 (ア) 特別品目 ○ 建設発生土、改良土 ・ 環境配慮型型枠（複合合板型枠等） 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（都市整備局）より抜粋環境配慮型型枠について 工事の種類、工種、使用部位等に対応する最適なコンクリート型枠を使用するものとし、熱帯雨林材を使用しないか又は使用を抑制した型枠（合板型枠（材料は以下ただし書きの①、②を満たすものに限る。）、金属型枠、再生木材型枠、再生樹脂混入木材型枠、樹脂製型枠、再生樹脂製型枠等）であること。 再生資源化施設や熱利用（回収、供給）が可能な施設において再資源化等が可能なものであること。 製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。 中古品を使用した場合でも、環境配慮型型枠であると区別できるのは環境配慮型型枠として扱う。 ただし、施工管理上の理由などによりやむを得ず熱帯雨林材合板を使用する場合は、認証材（FSC、PEFC または SGEC によるもの）、又は以下の①、②の条件を全て満たすものであること。 ① 原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材 ② 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものの なお、国産材合板又は針葉樹材合板、若しくは複合合板を使用する場合も認証材、又は上記①、②の条件を全て満たすものであること。 ○ 再生クラッシュラン ・ 再生粒度調整碎石 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生加熱アスファルト処理混合物 ・ 多摩産材を用いた建築材料 ・ 国産木材を用いた建築材料 ・ 低 VOC 塗料 ・ エコセメントを用いたコンクリート二次製品 ・ スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品 ・ ノンフロン断熱材 ・ 再生骨材（○L ・M）を用いたコンクリート ・ 再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート ・ 再生木質ボード類 (イ) 特定調達品目 ○ 建設機械 ・ ビニル系床材 ・ フローリング ・ 陶磁器質タイル ・ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成材） ・ 日射調整フィルム (ウ) 調達推進品目 ・ イ 受注者は、ア以外のもので、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性	能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。 ウ 受注者は、環境物品等の各品目の「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。 エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠に踏まえて作成し、監督員に提出する。また、当該チェックリストの電子情報を格納した CD-R 等を、併せて監督員に提出する。 なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。 (2) ホルムアルデヒド放散量について、放散等級の表示によらないものは以下のとおりとする。 ・ (3) 世田谷区グリーン購入方針 「世田谷区グリーン購入方針」に基づき、環境に配慮した物品の購入に努めること。本工事ににおいて対象となる品目は下記のとおりとする。 対象品目 エアコンディショナー、温水器等、照明 受注者は、品目の調達が完了したときは、「建築工事等に係る重点品目の実績調査票（入力用）」を監督員に提出する。また、当該調査票の電子情報を格納した CD-R 等を、併せて監督員に提出する。 「建築工事等に係る重点品目の実績調査票（入力用）」については、区ホームページで最新版を参照する（トップページからページ番号「151909」で検索）。 1.4.2 材料の品質等 (8) 次の再生材の品質は、次による。 ○ 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。 (土木材料仕様書については、東京都建設局ホームページを参照する。) ア 再生クラッシュラン(RC-40、RC-30) イ 再生粒度調整碎石（RM-40、RM-30） ウ 再生砂(RC-10) エ 再生加熱アスファルト混合物 オ 改良土 カ 粒状改良土 キ 流動化処理土 ク 再生骨材Lを用いたコンクリート ケ コンクリート用再生骨材H コ 再生粒度碎石（浸透トレンチ用） 1.4.4 材料の検査等 (1) 本工事に使用する材料は、別に定める「材料検査基準」（世田谷区）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。 (7) 標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。	第5節 石綿含有建材の調査 1.5.1 事前調査 (1) 本工事の対象である建築物その他の施設等において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。 ・ 分析調査結果による。また、調査報告書を貸与する。ただし、区から調査報告書を提供された場合でも、必ず現場で確認し、必要に応じて分析調査を実施すること。 ○ 未調査 <table><tr><th rowspan="2">材料の種類</th><th colspan="2">使用箇所</th><th rowspan="2">使用面積（㎡）</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>室名</th><th>部位等</th></tr><tr><td>【石綿含有吹付材】</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>【石綿含有保温材等】</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>【石綿含有成形板】</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>【その他】</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>【石綿含有仕上塗材】</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は同様の調査を行う。これには外構工事における工作物等も含む。 また、事前調査の結果について、法令に基づき、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区環境保全課に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提出すること。 なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。 （参考）【報告対象となる工事】 ① 解体部分の床面積の合計が 80 ㎡以上の建築物の解体工事 ② 請負金額が税込 100 万円以上の建築物の改修工事 ③ 請負金額が税込 100 万円以上の特定の工作物の解体または改修工事 ※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。 ※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。 詳細は、厚生労働省ホームページ「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局ホームページ「東京都アスベスト情報サイト」等を参照 工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。 (3) 分析方法は、次による。 「建材中の石綿含有率の分析方法について」[平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号（厚生労働省）（令和 3 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 18 号により一部改正）参照] ○ JIS A 1481-1（定性分析） ・ JIS A 1481-2（定性分析） ・ JIS A 1481-3（定量分析） ・ JIS A 1481-4（定量分析） ・ JIS A 1481-5（定量分析） 「分析を行う者は、十分な経験及び必要な能力を有するもの」については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省）	材料の種類	使用箇所		使用面積（㎡）	備考	室名	部位等	【石綿含有吹付材】					【石綿含有保温材等】					【石綿含有成形板】					【その他】					【石綿含有仕上塗材】					の「調査を適切に行うために必要な知識を有する者」に関する記載を参考とする。また、試料採取に際して、飛散抑制剤等で対象材を湿潤化し石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤（固化剤）を散布し、粉じんが飛散しないよう補修する。 ・ 本工事であらかじめ分析調査を指定する箇所は、次による。 <table><tr><th rowspan="2">材料の種類</th><th colspan="2">使用箇所</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>室名</th><th>部位等</th></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (4) (2)の事前調査を行う者及び(3)の分析調査を行う者については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省）に基づき、次による。 ＜建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部※1を除く。）の事前調査の調査者等＞ ①建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく講習を修了した特定建築石綿含有建材調査者及び一般建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者 ＜一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部の事前調査の調査者等＞ ①の者 ②建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく講習を修了した一戸建て当石綿含有建材調査者 ＜特定工作物のうち、告示第一号から第五号まで及び第七号から第十一号※2までに掲げる工作物の事前調査の調査者＞ ③工作物石綿事前調査者 ＜特定工作物のうち、告示第六号、第十二号から第十七号※2までに掲げる工作物、特定工作物以外の工作物のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業の事前調査の調査者等＞ ①の者 ③の者 ※1 「一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部」は、一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含む。以下同じ。）の住戸の専有部分を指し、共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）及び店舗併用住宅は含まれない。 ※2 石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が告示に掲げる工作物（特定工作物） 一 反応槽 二 加熱炉 三 ボイラ及び压力容器 四 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） 五 焼却設備 六 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） 七 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） 八 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） 九 変電設備 十 配電設備 十一 送電設備（ケーブルを含む。）	材料の種類	使用箇所		備考	室名	部位等	・				・			
材料の種類	使用箇所			使用面積（㎡）	備考																																												
	室名	部位等																																															
【石綿含有吹付材】																																																	
【石綿含有保温材等】																																																	
【石綿含有成形板】																																																	
【その他】																																																	
【石綿含有仕上塗材】																																																	
材料の種類	使用箇所		備考																																														
	室名	部位等																																															
・																																																	
・																																																	

	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課	図面サイズ	設計日	監督員	工 事 件 名	世田谷区立大蔵第二運動場	図面名称		図面番号
		A 1 (－) A 3 (－)	設計 令和 8 年 7 月 7 日	施設営繕第一課長					
			変更 年 月 日	整備担当係長			特記仕様書 (4)		
			年 月 日	岡			アプローチバンカー・パター練習場改修工事		

	十四 遮音壁 <分析調査を行う者> ④所定の学科講習及び分析の実施方法に関する厚生労働大臣の定める所定の実技講習を受講し、修了考査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 ①の者と同等以上の能力を有すると認められる者は、義務付け（令和5（2023）年10月1日）の前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者をいう。 ④の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は以下の者である。 ㊤公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者 ㊦一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者 ㊧一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」 ㊨一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」 ㊩一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者 第7節 施工 1.7.4 施工の検査等 (3)見本施工の実施は、次による。 ○ 実施しない。 1.7.8 排出ガス対策型建設機械 総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付する等により、適合状況が確認できるようにする。 1.7.9 低騒音型・低振動型建設機械 総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付する等により、適合状況が確認できるようにする。 あわせて、「特定建設作業実施届出の手引き（世田谷区 HP）」に基づき、適切に作業を行うこと。 1.7.10 化学物質の濃度測定 (1) 化学物質の濃度測定は、次による。 ○ 測定は行わない。 第8節 工事検査 1.8.1 工事検査 工事検査に必要な資機材の準備や検査会場の確保など、受験に必要な用意を整えること。特に、工事書類の電子化に伴って必要となる資機材（PC やディスプレイの台数等）は工事の規模などにより異なるので、事前に監督員を通じて検査員と調整すること。	第9節 しゅん功図等 1.9.1 完了時の提出図書 (1) しゅん功図は、次による。 ○ 作成する。（「1.9.2 しゅん功図」による。） ・ 作成しない。 (2) しゅん功写真は、次による。 ○ 作成しない。 (3) 保全に関する資料は、次による。 ○ 作成する（「1.9.3 保全に関する資料」による。） ・ 作成しない。 (4) 環境物品に関する資料は、次による。 ○ 環境物品等使用予定（実績）チェックリスト（実績分）（1.4.1(1)エ） 1部 ○ 建築工事等に係る重点品目の実績調査票（入力用）（1.4.1(3)） 1部 ○上記電子データ版 一式 (5) 木材使用実績調査表は、次による。 ・ 作成する。（様式は別途監督員から指示する。） ○ 作成しない。 (6) 完成時の提出書類目録、次による。 ・ 作成する。（受領の署名を受けて監督員に提出する。提出部数は、3部とし、施設・施設所管課・施設営繕担当部で保管する。） ○ 作成しない。 1.9.2 しゅん功図 しゅん功図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、しゅん功原図としても良い。種類、記入内容及び提出部数は、次による。 (2) PDF データ版（印刷不要、電子データで提出） 1 式 (3) CAD データ版（印刷不要、電子データで提出） 1 式 (4) (2)(3)のデータを保存した CD-R 等 1 式 電子データを提出する際には、提出を求める電子データをまとめて（しゅん功写真は除く）提出する。 しゅん功図面、施工図面は「竣工図面作成要領」に基づくものとする。CAD データ及び PDF データは、「CAD 図面仕様書」に基づき作成すること。 なお、電子データはウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、チェック日等）を添付し、プラスチックケースに収めた CD-R 等で提出すること。 1.9.3 保全に関する資料 (1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。 ・ 不動産登記（表題登記、滅失登記）に必要な引渡証明書（様式は別途監督員から指示する。） ・ 付属品等引渡し通知書 ・ 試験成績書 ・ 官公署届出書類（副本） ・ 官公署届出書類の写し ○ 鍵・備品・工具リスト ○ 保証書 ○ 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置	の運転説明書等） ※ 官公署届出書類及び保証書を除き、1部提出する。 1.9.4 電子納品 (1) 電子納品における「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」の適用は、次による。 ・ 適用する。 ○ 適用しない。しゅん工図等を電子データで提出する方法は「1.9.2 しゅん功図」及び監督員との協議による。 第10節 その他 1.10.1 個人情報保護の取り扱いについて 個人情報を取り扱う場合は、世田谷区個人情報保護条例の規定に基づき、「個人情報の取り扱いに関する特記事項」による。個人情報の取り扱いに関する特記事項 (秘密保持義務) 1 受注者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。 (書面主義の原則) 2 受注者は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。 (管理体制等の通知) 3 受注者は、この契約の締結後直ちに、以下の文書を発注者に提出しなければならない。 (1) 個人情報保護に関する社内規程又は基準 (2) 以下の内容を含む従事者名簿 ① 個人情報を取り扱う者の氏名、責任及び役割 ② 個人情報を取り扱う業務において個人情報の授受に携わる者の氏名及び業務執行場所 ③ 緊急連絡先一覧 (3) 個人情報を取り扱う業務に係る実施スケジュールを明記した文書 (再委託の禁止) 4 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の全部又は一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を発注者に通知し、発注者の承諾を得なければならない。また、再受託者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にも、この契約を遵守させなければならない。 (目的外使用及び外部提供の禁止) 5 受注者は、個人情報を発注者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。 (複写及び複製の禁止) 6 受注者は、個人情報の全部又は一部を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。 7 発注者の許可を受けて複写又は複製したときは、業務の終了後直ちに当該複写物又は複製物を利用できないよう処分又は発注者へ提出しなければならない。 (安全管理措置の実施)	8 受注者は、個人情報を取り扱う業務において、発注者に提出した個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。 9 受注者は、従事者に対して、個人情報に関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。 10 受注者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の事故を防止しなければならない。 (委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却) 11 受注者は、業務が終了したときは、直ちに、業務に使用した個人情報の消去及び個人情報が記録された媒体の返却をしなければならない。 (業務の報告) 12 受注者は、発注者に対し、業務の状況を定期的に報告するものとする。ただし、必要があるときは、その都度報告するものとする。 (監査、施設への立入検査の受入れ) 13 受注者は、発注者が必要とする場合、監査又は検査を受け入れなければならない。なお、再受託者及び更に再委託が繰り返される場合も同様とする。 14 受注者は、発注者が必要とする場合は、業務執行場所へ発注者の職員の立入りを認めるものとする。 (個人情報の漏えい等の対応) 15 受注者は、個人情報の漏えい等が生じたとき、又は漏えい等が生じたおそれがあるときには直ちに発注者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況について書面をもって発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。 (契約解除及び損害賠償) 16 受注者が、個人情報の取扱いについて法令及び本特記事項に違反した場合、発注者は、この契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、受注者が、個人情報の取扱いにつき法令及び本特記事項に違反したことにより、発注者に損害が生じた場合には、これを賠償するものとする。 1.10.2 工事監理用製本等について 工事監理用及び検査用図面の製本を提出する。なお、部数、仕様、サイズ等については、監督員の指示による。 1.10.3 ユニバーサルデザイン 施工に当たっては、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」及び「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例」の考え方に基づき、その適用に努める。 1.10.4 受注者提出書類 受注者提出書類様式、竣工図面作成要領、CAD 図面仕様書等は世田谷区のホームページに登録されているので参照すること。
--	--	--	--	--

	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課	図面サイズ	設計日	監督員	工 事 件 名	世田谷区立大蔵第二運動場	図面名称	図面番号
		A 1 (－) A 3 (－)	設計 令和 8 年 7 月 7 日	施設営繕第一課長			特記仕様書 (5)	
			変更 年 月 日	整備担当係長				
			年 月 日	岡				
						アプローチバンカー・パター練習場改修工事		T-05

第2章 仮設工事	第1節 共通事項 2.1.3 仮設材料 第2節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等 2.2.4 足場、仮囲い等 (2) 仮囲いについては、別途指示する位置に次のものを設置する。 ○ B型バリケードを用いる際は鉄板部分に隙間を埋める処理を施すこと。 (3) 足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務を行う場合は、安全衛生特別教育規程に定める、足場の組立等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立等作業主任技能講習を修了した者等が行うこととする。 第3節 材料置場、下小屋その他仮設物 2.3.4 監督員事務所の規模、仕上げ、備品等 監督員事務所の設置は、次による。 ○ 設置しない。 ・ 設置する。 2.3.5 受注者事務所等 (1) 作業員用便所について、「快適トイレ」を設置する場合は、東京都建設局の「快適トイレ」を標準仕様とする。(標準仕様については、東京都建設局ホームページの「建設現場に設置する「快適トイレ」の導入についてのお知らせ」を参照すること。) 快適トイレの設置については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。受注者は、快適トイレの基準を満たすことを示す書類を提出し、監督員と協議の上、規格・基数の詳細を決定すること。設計変更の対象となる基数及び費用については「建設現場に設置する「快適トイレ」の導入についてのお知らせ」に準ずる。 第5節 既存部分の養生 2.5.2 既存部分の養生 (1) 既存部分の養生は次による。 ○ 図面による (5) 固定された備品等の移動は次による。 ・ 行う(図示による)。 ○ 行わない。	第29章 石綿除去工事	第1節 一般事項 29.1.1 適用範囲 石綿含有建材はすべての種類の石綿及びそれらをその重量の0.1%を超えて含有する物をいう。石綿含有建材の種類は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材で「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止対策マニュアル」(環境局)による。当該マニュアルは東京都環境局のホームページに掲載されている 最新版を参照すること。 なお、既に封じ込まれている吹付け石綿等も、石綿含有吹付け材と同様の扱いとする。 29.1.3 施工一般 (1) 受注者は、作業の届出に必要な書類等の関係官庁への提出について遅滞なく行う。 (2) 受注者は、「大気汚染防止法」に基づく届出(特定粉じん排出等作業実施届書)又は「東京都環境確保条例」に基づく届出(石綿飛散防止方法等計画届出書)に必要な資料を作成し、監督員に届出の記載内容の説明を行うとともに、提出に協力する。 (3) 受注者は、事前に「石綿障害予防規則」第4条に定められた事項を盛り込んだ施工計画書を作成、監督員に提出し、承諾を得た後に施工する。また、資格証明書及び工事経歴書の写しを施工計画書に添付する。その実施内容を監督員に報告する。 (4) 石綿処理に関する調査、作業等については、諸法令等の遵守に加え、「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止対策マニュアル」(東京都環境局)、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(厚労省・環境省)の最新版に準拠する。 (5) 関係法令、特記仕様書等で資格等を必要とされている作業関係者、確認者等について、監督員がその資格証等の提示を求めたときは、速やかに応じる。 (6) 「世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱」第5条に基づく標識の設置、及び第6条に定められた近隣住民への説明を監督員との協議の上行う。 (7) 「世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱」第8条に基づく届出を監督員と協議の上行う。 29.1.5 石綿粉じん濃度測定 (1) 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去工事を施工する場合は、次による。測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」(環境省)による。なお、測定機関は、「作業環境測定法」(昭和50年法律第28号)に基づき都道府県労働局に登録されている第三者の作業環境測定機関が行うものとし、施工計画書に記載する。 ア 環境確保条例施行規則第59条により石綿の飛散状況の監視を行うため、次のとおり石綿粉じん濃度測定を行い、報告書を提出する。 (ア) 測定時期は、区画毎に作業前、作業中、作業後に各1回以上行い、作業中の期間が6日を超える場合は6日毎に1回以上行う。 (イ) 区画とは、一つの負圧隔離の範囲を一つの区画とし、負圧	隔離を行わない作業の場合は、養生の範囲や工法・器具・作業員等の施工管理の観点から一連の作業とみなせる作業を行う範囲を一つの区画として扱う。なお、複数の区画で並行して作業する場合、重複期間に行った測定は各区画について測定したものとする。 (ウ) 測定位置は、工事の場所の敷地の境界線のうち、集じん・排気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物その他の施設の周辺四方向の場所とする。 イ 大気汚染防止法施行規則第16条の4により集じん・排気装置が正常に稼働することを確認するため、次の場合に、石綿粉じん濃度測定を行い、報告書を提出する。 (ア) 測定時期は、次のとおりとする。 ○ 集じん・排気装置設置後の作業前、作業開始直後 ○ 集じん・排気装置移設後の作業前、作業開始直後 ○ 集じん・排気装置のフィルタ交換後の作業前、作業開始直後 (イ) 測定位置は、排気口のダクト内部とする。 ウ 施工区画の隔離状況等を把握するため、次の地点において、浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。 ・ 施工区画内 ・ 施工区画直近の外周(除去作業中の前室の入口、集じん・排気装置の排気口) 測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」(環境省)の最新版による。 エ 大気汚染防止法施行規則第16条の4により除去作業後、隔離用シート撤去前に大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことを確認するため、次の場合に、石綿粉じん濃度測定を行い、報告書を提出する。 (ア) 測定時期は、作業前、隔離用シート撤去前とする。 (イ) 測定位置は、施工区画内とする。 (2) 石綿含有成形板及び石綿含有仕上塗材の除去工事を施工する場合は、次による。 ○ 目視による監視を実施する。 ・ (1)アによる浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。 ・ 作業環境周辺の状況を把握するため、施工箇所において、浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。 第2節 共通事項 (1) 特定粉じん排出等作業完了の報告 特定粉じん排出等作業完了後、遅滞なく下記内容を記載、添付した報告書を監督員に提出する。作業が完了する時点と工事全体が完了する時点が異なる場合には、工事全体が完了する前であっても報告すること。報告書の写しを特定工事が終了した日から3年間保存すること。 ア 作業が完了した年月日 イ 作業の実施状況の概要 ウ 作業完了の確認を行った者の氏名 エ 上記確認を行った者が確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項 オ 作業の実施状況を確認できる写真等 (2) 養生は、次による。 ア 内部の場合 (3)アによる。	イ 外部の場合 対象箇所の周囲を当該部分より高い位置まで、通気性のない防じんシート、パネル等で囲う。 (3) 隔離養生(負圧不要)は、次による。 ア 内部の場合 耐久性及び耐水性を有し通気性のないプラスチックシート等を用いて窓などの開口部に目張りをする。作業後効率的に石綿繊維を収集するため、また汚れ等の防止のため床や壁も隙間等ができないようにシートで覆う。 イ 外部の場合 建物側及び上下は耐久性及び耐水性を有し通気性のないプラスチックシート等を使用し、外周部は除去等のため設置した足場に通気性がないパネル(防音パネル等)や通気性のないシートを使用し隙間等ができないように周囲と隔離する。シートやパネル間の処理については目張りまでは求めない。 (4) 負圧隔離養生は、次による。 負圧に耐えられるよう、標準仕様書29.3.1による。なお、作業場が外部の場合は、作業範囲を他の場所と隔離するよう上部も覆うこと。(上部は厚さ0.08mm以上1枚) (5) 薬剤等による湿潤化(以下、「湿潤化」という。)は、次による。 ア 湿潤化の方法に指定が無い場合は、特定建築材料を湿潤な状態にできれば、湿潤剤以外にも水や剥離剤を含むものとする。なお、散水等による排水処理は標準仕様書29.3.2(3)による。 イ 使用する湿潤剤は、ホルムアルデヒド放散等級区分がF☆☆☆☆であり、VOC混入割合も1%以下とする。 29.2.1 専門工事業者 「工事に相応した技術を有することを証明する資料」については、次の要件を全て満たすことができる技術を証明する資料をいう。 ① 除去工事に際し、作業場に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子(石綿を含む)をおよそ10本以下とすることにより、汚染を制御する技術を持っている。 ② 除去処理工事終了後に、作業場における空気1リットル中の繊維状粒子(石綿を含む)の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保できる技術を持っている。 ③ 除去工事中の作業者は関連法令等に則り作業を行う等のほか、施工中に発生の恐れがある事故を想定して、その対策を講じることにより、安全を確保する技術を持っている。 また、施工実績等も含める。なお、「吹付け石綿粉塵飛散防止処理技術」については、「建設技術審査証明事業」の取得に際して使用した資料も含める。 29.2.6 表示及び掲示 掲示板の大きさについては、A3判以上とする。 「世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱」に基づく標識の様式は同要綱第5条による。 事前調査等、法令に基づき実施する掲示については、法令等に定められた大きさとする。 その他の表示や掲示については視認しやすい大きさとする。
-------------	--	----------------	---	---	--

	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課	図面サイズ	設計日	監督員	工 事 件 名	世田谷区立大蔵第二運動場	図面名称	図面番号
		A1 (一) A3 (一)	設計 令和8年 7月 7日	施設営繕第一課長			特記仕様書 (6)	T-06
			変更 年 月 日	整備担当係長				
			年 月 日	岡				

	29.2.8 保護具等 石綿処理に関わる監督員の保護具を処分する場合は、関係法令に従い適切に行う。 第3節 石綿含有吹付け材の除去 29.3.1 作業場の隔離等 負圧隔離養生における監督員の立会いは、次による。 ***** 負圧隔離の方法等は、次による。 ○ 第2節 共通事項(4)負圧隔離養生 による。 ***** (1) 隔離シートの設置に当たっては、次による。 ・ 隔離シートの一部にクリアパネルを用いるなど、施工区画外から作業場内の状況を即時に確認できる構造とする。 ***** (4) フィルタの種類は、次による。 ・ JIS Z 8122 に規定する超高性能微粒子フィルタ。 ***** (9) 隔離状況及び集じん・排気装置の稼働状況の確認は、次による。 ・ 気密性確認用のスモークマシンで発生させた疑似煙を作業場内に充満させ、隔離外部より漏洩等の異常がないことを目視で確認する。その後、集じん・排気装置を稼働させ、疑似煙が適切に排気されることを確認する。 ***** 29.3.2 工法 (1) 石綿含有吹付材の除去工法は次による。 ○ 標準仕様書に 29.3.2 による。 ***** (2) 除去された石綿含有吹付材の飛散防止措置は次による。 ○ 固化化する。 なお、固化化の方法等については、次の方法による。 「飛散性アスベスト廃棄物に関する収集・運搬の手引き～都の埋立処分場への搬入にあたって～」(平成 18 年 1 月 東京都環境局) 「飛散性アスベスト廃棄物の処理の手引き－飛散性アスベスト廃棄物のセメント固化の方法－」(平成 17 年 12 月 東京都環境局) ・ 湿潤化し、十分な強度を有する耐水性の材料で二重に梱包する。(プラスチック製の袋を使用する場合、厚 0.15mm 以上) 29.3.3 除去した石綿含有吹付材等の保管、運搬及び処分 (3) 石綿含有吹付け材等の処理は、次によるほか、「1.1.16(2)ウ、エ及び(4)イ」により、次の場所への搬出を想定している。 ・ 石綿含有吹付け材 (特別管理産業廃棄物) 住所*****丁目 **番**号 搬出距離 約**km 搬出量 約**m³ 搬出条件：*****	
	・ 石綿含有吹付け材 (東京都埋立処分場) 住所 東京都江東区海の森三丁目地先 搬出距離 約**km 搬出量 約**m³ 搬出条件：***** 29.3.4 確認及び後片付け 監督員の立会いは、次による。 ・ ***** (1) 除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。 第4節 石綿含有保温材等の除去 29.4.1 石綿含有保温材等の除去 除去方法等は次による。 ・ 標準仕様書 29.4.1(1) 及び 第2節 共通事項(4)負圧隔離養生 による。 ・ 標準仕様書 29.4.1(2)、(3) 及び 第2節 共通事項(3)隔離養生 (負圧不要) による。 ・ グローブバッグ工法による。破碎して除去する場合であっても、「29.3.1 作業場の隔離等」は不要とする。 ***** ※ 「原形のまま、手ばらし」とは、石綿含有成形板等の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除又はその位置において人力により破碎して現位置より除去することをいう。 ※ グローブバッグ工法の作業方法は「建築物等の解体に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(厚労省・環境省)による。 (2) 石綿含有保温材等で覆われていない部分を切断して母材ごと取り外すことにより除去する場合の作業場の区画は、次による。 ○ 大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業に該当しないため、標準仕様書 29.4.1(3)は適用しない。 ・ 標準仕様書 29.4.1(3) 及び 第2節 共通事項(2)養生 による。 ***** 29.4.2 工法 (1) 石綿含有保温材等の除去工法は、次による。 ・ ***** 29.4.3 除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分 (29.3.3 除去した石綿含有吹付材等の保管、運搬及び処分) 石綿含有保温材等の処理は「1.1.16(2)ウ、エ及び(4)イ」により、次の場所への搬出を想定している。 ・ 石綿含有保温材 (特別管理産業廃棄物) 住所*****丁目 **番**号 搬出距離 約**km 搬出量 約**m³ 搬出条件：*****	
	・ 石綿含有保温材 (東京都埋立処分場) 住所 東京都江東区海の森三丁目地先 搬出距離 約**km 搬出量 約**m³ 搬出条件：***** 29.4.4 確認及び後片付け (1) 除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。 確認及び後片付けは、29.4.4 及び「29.3.4 確認及び後片付けウ及びカ」によるほか、作業場の区画を解くに当たり、以下を行う。ただし、石綿含有保温材等で覆われていない部分を切断して母材ごと取り外すことにより除去する場合で、大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業に該当しないとして作業場の区画をしない場合は、適用しない。 ○ 床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんを清掃する。 ○ 事前に作業場内の空気中に浮遊している石綿を集じんする。 ○ 養生等に用いたシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたむ。 ○ 石綿が付着しているおそれのある養生シート等は「石綿含有産業廃棄物」として取り扱う。 ***** 第5節 石綿含有成形板等の除去 29.5.1 石綿含有成形板等の除去 「原形のまま、手ばらし」とは、石綿含有成形板等の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除又はその位置において人力により破碎して現位置より除去することをいう。 作業場の周辺の養生は「建築物の解体等に係る石綿 (アスベスト) 飛散防止対策マニュアル」(東京都)に基づくほか、次による。 ○ 第2節 共通事項(2)養生 による。 ・ 第2節 共通事項(3)隔離養生 (負圧不要) による。 ***** 29.5.2 工法 (1) 手ばらしの場合も湿潤化した状態で作業を行う。湿潤化の方法は、次による。 ○ 粉じん飛散抑制剤等の散布 ・ 水噴霧による湿潤化 ・ 散水による湿潤化 やむを得ず破碎等を行わなければならない場合に行う監督員との協議は、除去する特定建築材料や作業場の状況等について、そのまま建築物等から取り外すことが技術上著しく困難なとき又は建築物等を改造し、若しくは補修する作業の性質上適しないときとして以下の場合に行う。 (ア) 特定建築材料や固定具が劣化している場合 (イ) 特定建築材料の大きさ、重量、施工箇所等によって取り外しが物理的に困難な場合	
	(ウ) 床や壁として使用されている特定建築材料の一部を除去する場合また、やむを得ず切断、破碎等を行わなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態、又は除じん性能を有する電動工具を使用して作業を行う。電動工具を使用する場合は、特に隔離養生から外部へ漏えいさせないように対策を講じること。なお、石綿含有けい酸カルシウム板第1種の除去にあって、やむを得ず破碎等を行わなければならない場合は、湿潤化に加えて除去部分の周辺を事前に第2節 共通事項(3)隔離養生 (負圧不要) を行う。 29.5.3 除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分 (3)ア 石綿含有せっこうボードの処分は「1.1.16(2)キ」により、次の場所への搬出を想定している。 ・ 石綿含有せっこうボード (管理型最終処分場) 住所*****丁目 **番**号 搬出距離 約**km 搬出量 約**m³ 搬出条件：***** イ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等の処分は「1.1.16(2) オ」により、次の場所への搬出を想定している。 ・ 安定型最終処分場 住所*****丁目 **番**号 搬出距離 約**km 搬出量 約**m³ 搬出条件：***** ・ 中間処理施設 (29.3.3 除去した石綿含有吹付材等の保管、運搬及び処分(3)イ) 住所*****丁目 **番**号 搬出距離 約**km 搬出量 約**m³ 搬出条件：***** 29.5.4 確認及び後片付け (1) 除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。 確認及び後片付けは、「29.3.4 確認及び後片付け ウ及びカ」によるほか、作業場の区画を解くに当たり、以下を行う。 ○ 床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんを清掃する。 ○ 事前に作業場内の空気中に浮遊している石綿を集じんする。 ○ 養生等に用いたシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたむ。 ○ 石綿が付着しているおそれのある養生シート等は「石綿含有産業廃棄物」として取り扱う。 ***** 第6節 石綿含有仕上塗材の除去 29.6.1 石綿含有仕上塗材の除去 (1) 石綿含有仕上塗材の除去方法は次による。なお、吹付けパーライト及び吹付けパーミキュライトについては、従来どおり「吹付け石綿」に該当することから除去方法は標準仕様書「第3節 石綿含有吹付け材の除去」により行う。	

○ 除去は電動グラインダーその他の電動工具を使用する。 【 工法】 ・ 除去は電動グラインダーその他の電動工具を使用しない。 【 工法】 ・ **** 29.6.2 作業場の区画 (1) 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等を用いる場合でも、作業場の状況に応じて湿潤化に加えて除去部分の周辺を事前に養生する。 (2) 電動グラインダーその他の電動工具を使用する場合は作業場の内外に関わらず、第2節 共通事項(3)隔離養生（負圧不要）とする。ただし、十分な集じん機能を有する集じん装置付きの工具を使用し、湿潤化及び隔離養生（負圧不要）と同等以上の粉じん飛散防止効果を有する工法の場合は、監督員との協議による。詳細は「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚労省・環境省）を参照する。 (3) 電動グラインダーその他の電動工具を使用しない場合は作業場の内外に関わらず、第2節 共通事項(2)養生とする。 29.6.3 工法 (1) 水を使って除去する工法の場合は、未処理の廃水が流出・地下浸透しないようすべて回収し、回収した廃水は、凝集沈殿後に上澄み水をろ過処理する等により、適切に処理した上で放流すること。 また、剥離剤を使用する工法で「有機溶剤中毒予防規則」（以下、「有機則」という）の適用を受ける場合には、「有機則」の作業主任者を選任すること。 (2) 集じん装置の扱いについては、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚労省・環境省）による。 29.6.4 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分汚泥として処理が必要な場合の対応は、次による。 ・ 「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省）による。 ・ **** 29.6.5 確認及び後片付け 確認及び後片付けは、「29.3.4 確認及び後片付け ウ及びカ」によるほか、作業場の区画を解くに当たり、以下を行う。 ○ 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことがで きる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。 ○ 床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんを清掃する。 ○ 事前に作業場内の空気中に浮遊している石綿を集じんする。 ○ 養生等に用いたシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたむ。 ○ 石綿が付着しているおそれのある養生シート等は「石綿含有産業廃棄物」として取り扱う。 ・ **** 第7節 その他 29.7.1 封じ込め、囲い込みの作業 石綿含有建材の封じ込め又は囲い込み作業を行う場合は、次の方法により行う。 (1) 封じ込め又は囲い込み作業に当たっては、「建築基準法」告示で定める「封じ込め及び囲い込みの措置の基準」（平成18年9月29日 国土交通省告示第1173号）を遵守する。 (2) 封じ込めに用いる石綿飛散防止剤は、「建築物の基礎、主要構造部等」に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」(平成12年5月31日 建設省告示第1446号) 第1第20号石綿飛散防止剤を満たした認定品を使用する。 (3) 封じ込め及び囲い込み作業に当たっては、作業実施前に既存の石綿含有建材の劣化損傷、建材下地との接着の状況等を確認し、必要に応じ石綿が飛散しないよう補修する。 (4) 封じ込め作業に当たっては、作業実施前に石綿飛散防止 剤の接着性、浸透性等の性能を確認し、適切なものを使用する。 囲い込み作業において石綿の飛散を防ぐために石綿飛散防止剤を使用するときも同様とする。 (5) 作業に際しては、作業場所の隔離、石綿飛散防止フィルタの付いた集じん・排気装置による排気等、石綿含有建材の除去作業に準じた作業を行う。フィルタの種類は、「29.3.1 作業場の隔離等 (4)」による。								
	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課	図面サイズ	設計日	監督員	工 事 件 名	世田谷区立大蔵第二運動場 アプローチバンカー・パター練習場改修工事	図面名称	図面番号
		A 1 (一) A 3 (一)	設計 令和8年 7月 7日	施設営繕第一課長				T-08
			変更 年 月 日	整備担当係長			特記仕様書 (8)	
			年 月 日	岡				